Ⅱ　快適な住環境をつくる

1　上水道の整備

(1) 上水道の整備

【現状と課題】

上水道における構築物や管路は、耐用年数を経過したものや、数年後に耐用年数を迎えるものが多く、また耐震化率も低いことから、今後こうした施設の更新や東海・東南海・南海地震に備える耐震化事業等に多額の事業費が必要と思われます。

こうした中で、安全で良好な水を安定的に供給していくためには、水道事業経営の効率化を図るとともに運営基盤の強化に努め、水道施設の計画的な更新を行っていかなくてはなりません。

このためには、簡易水道を含めた本市の将来に向けた水道事業計画を早急に取りまとめ、具体的なビジョンを持って事業に取り組んでいく必要があります。

【施策の基本】

市民が安心して使える水道水を供給するため、上水道・簡易水道の維持管理と改良の実施に取り組みます。

【施策の内容】

1．水道の安定供給

●本市の水道の将来像とそれを実現するための具体的な施策、目標、工程を示した「美馬市水道ビジョン」を策定することにより、安全・快適な水の供給確保や災害時にも安定的な給水を行うための施設水準の向上に向けた取り組みや、その基盤となる運営基盤の強化、技術力の確保を計画的に推進し、効率的な水道事業の運営を図ります。

●上水道施設については、安全な水の供給確保と災害に強い施設整備・将来の給水計画を見通した施設整備・基幹的な配水管路の耐震化等飲料水の安定供給を推進します。

●簡易水道については、厚生労働省に提出した統合計画に基づき平成２８年度までに美馬町・脇町・穴吹町の簡易水道９施設は上水道として運営し、木屋平地区については、４施設を経営統合し、１施設で木屋平簡易水道として運営するよう計画的に進めます。

2．経営効率の向上

●水道事業の経営については、経営の基本となる水道料金を料金格差解消のため、見直すとともに、財源確保対策として、悪質な未納者に対し給水停止を行い徴収率の向上に努めます。
また、高金利の起債を繰上償還をすることにより起債償還金の軽減を図ります。

2　住宅・宅地の整備

(1) 市営住宅の整備

【現状と課題】

住宅は、子どもを育て、家族が憩い、老後を過ごすなど、幸せを育み、明日への活力を養う生活の重要な基盤です。公営住宅は、このように重要な生活基盤である住居の確保が低所得等の理由で困難な方々のために整備を行ったものです。

本市でも、このような趣旨で整備した市営住宅が１，１８５戸(平成２２年４月１日現在)あります。しかし、全体の５０％が昭和５０年代以前の建設であることから、老朽化の進行、耐震性の不足が問題となっています。

このため、計画的な修繕・改築等を行うとともに、安全・安心で快適な生活ができるよう住宅水準を向上させることが求められています。

【施策の基本】

市民のニーズに沿った市営住宅の整備や耐震化等の安全性の確保の計画的な実施を図ります。

【施策の内容】

1．市営住宅の整備

●良好な住環境の整備を進めるため、老朽化した市営住宅の計画的な改築・改善に取り組むとともに、用途廃止などの検討を図ります。

●市営住宅の維持管理については、入居者と協力し適正な維持管理を進め、常に団地市民が住みよい快適な生活ができるように努めます。

●住宅の耐震性の向上とともに、住宅内の設備の更新や防水・外壁の修繕、高齢者や障がい者に配慮した施設整備を図ります。

2　市営住宅の公平で的確な供給

●高齢者や障がい者、さらに低所得者のための住宅として、公平・的確な供給を行います。

(2) 地域特性を活かした住環境の整備

【現状と課題】

本市では、市街地景観条例に基づき、国選定重要伝統的建造物群保存地区（うだつの町並み）を中心として、その周囲に市街地景観形成区域、風致保存地区を設定し、市街地に残る歴史的景観の保護に努めています。

また、平成２１年度から穴吹町三島の舞中島周辺に形成されている洪水対策集落の景観について、重要文化的景観の選定に向けての調査を行っています。

こうした中で、本市は、平成２２年２月に景観法に基づく景観行政団体になりましたが、今後は景観行政団体として、守るべき景観が無計画な宅地開発・建築などにより壊されないよう、景観計画の策定等、美しい景観の保全･創造に向けて取り組みを進める必要があります。

【施策の基本】

自然、歴史、文化等と市民の生活、経済活動との調和を考慮し、地域の歴史と文化に根ざした景観づくり、豊かで美しいまちづくりの実現を目指します。

【施策の内容】

1．地域特性を活かした住環境の整備

●自然・歴史・文化等の特性を活かした景観づくりを推進し、市民と行政が協働で美しい景観と住環境の整備に努めます。

2．積極的な景観行政

●伝統的な景観や自然環境の保全、無計画な開発の規制、建築指導等により、良好な景観づくりを誘導します。

穴吹町舞中島周辺の洪水対策集落の景観

3　景観に配慮したまちづくり

(1) 環境美化の推進

【現状と課題】

本市は、四国一の清流穴吹川など豊かな自然に恵まれた美しいまちであり、こうした潤いや安らぎを感じられる環境を守り、後世に引き継いでいくことは私たちの使命です。

こうしたことから、市民の環境美化への意識を高め、地域を住みよい環境に保つため、市内一斉の清掃や河川清掃を行っています。

また、平成２１年７月に美馬市路上喫煙の防止に関する条例を制定し、清潔で快適な生活環境の整備にも努めています。

今後とも市民はもとより、訪れる人に対してもモラルの喚起を促し、地域が一体となって環境美化活動を徹底していくことが大切です。

【施策の基本】

市民の環境意識を高める啓発や環境美化活動の推進、ごみの不法投棄や公害防止など環境保全に取り組みます。

【施策の内容】

1．環境美化意識の啓発

●ごみの不法投棄や野外焼却を防止するため、巡視や指導を充実させます。

2．環境美化活動の推進

●地域や河川の一斉清掃を定期的に行い、多くの市民や市民団体の参加を促します。

●アドプト等、市民が主体となって活動する仕組みを広め、活動する団体等を支援します。

穴吹川の河川清掃

(2) 公園・緑地の整備

【現状と課題】

公園・緑地はレクリエーション、文化、スポーツの場として、市民生活にとって様々な役割を果たしています。

現在市内には、都市公園、農村公園など大小様々な形態の公園･緑地が整備されていますが、大半の公園･緑地は整備後 １０ 年以上経過しており、多様化する市民ニーズに十分対応できていない状況であり、ユニバーサルデザイン※に配慮した施設のリニューアルや防災機能の充実が求められています。

また、市民の緑化や美化に対する意識向上を図るとともに、公園の維持管理や緑地の保全･育成について、行政・地域・事業者が協働して取り組む体制づくりが必要となっています。

【施策の基本】

防災機能をはじめとし多様な市民ニーズに対応した公園・緑地の整備を図るとともに、市民と行政の協働による緑化整備を推進します。

【施策の内容】

1．公園・緑地の整備・保全

●市民の安心・安全の確保の視点から防災拠点としての機能にも配慮して、公園・緑地の適正な配置と計画的な整備・保全を図ります。

2．公園・緑地の維持・管理

●市民や市民団体等との協働により、安心・安全で快適に利用できるよう公園・緑地等の適正な維持・管理に努めます。

●市民の緑化意識のさらなる高揚を図るとともに、緑化活動の仕組みを整備し、市民と行政の協働による緑化を推進します。

新町公園

※ユニバーサルデザイン：年齢、性別、身体的状況、国籍、言語、知識、経験などの違いに関係なく、みんなが快適に利用できる製品や環境などのデザイン。

4　適正な土地利用の推進

(1) 効率的・計画的な土地利用の促進

【現状と課題】

本市は、脇町の一部が都市計画区域として指定を受けていますが、この区域は無指定未線引きであり、多様な市街地開発にはあまり制限が課されません。また、その他の大部分の区域は都市計画区域外であり、計画的に土地利用を進めるためには、市の土地利用の将来像を見据えた方針を策定することが求められています。

また、効率的で計画的な土地利用を図るためには、土地の実態を正確に把握することが重要であり、そのために地籍調査が実施されています。市内における地籍調査事業の進捗状況は、平成２２年度末までに３１．３％となっていますが、山間部の多くは未調査となっており、今後の調査方法等が課題となっています。

【施策の基本】

無秩序な開発を防ぎ、計画的に土地利用を進め、地籍調査により土地の境界確定や形状の明確化を促進します。

【施策の内容】

１．効率的・計画的な土地利用の促進

●都市計画区域内の無秩序な開発の防止を図り、市民の快適で便利な生活環境を守ります。

２．地籍調査事業の促進

●土地の権利の明確化、災害による現地変形の正確な復元、税負担の適正化のため、ＧＩＳ（地理情報システム）を活用し、早期事業完了を目指します。

●高齢化及び山林の荒廃が進む山間部について、境界確定の実施に努めます。